

**包括登録・無線局開設届け(運用開始から15日以内に提出)**

包括登録に係る無線局の開設届書

平成 年 月 日

届出者 ○○ 総合通信局長殿

住所 ※ご使用者様の住所を都道府県から記入

氏名又は名称 ※ご使用者様のお名前

役職 氏名 ※業者、法人、団体の場合はその名称を記入し捺印します

代理人 ※業者、法人、団体の場合は、ご使用者様の氏名を記入

住所 役職 氏名

※提出日

※ご使用者様の住所を都道府県から記入

業者、法人、団体の場合はその名称を記入し捺印します

シャチハタ等は不可

役職があれば、役職と氏名を記入し捺印します

代理人が申請を行う場合は、申請者同様に必要事項を記入し捺印します

電波法第27条の31の規定により、包括して登録を受けている無線局に関して、下記のとおり開設したので、届け出ます。

記	
1 登録の番号	※登録状記載番号
2 登録の年月日	※登録状記載日
3 登録局を開設した日	※登録状記載日以降の日付を記載
4 運用開始の期日	※登録状記載日以降の日付を記載
5 無線設備の設置場所又は移動範囲	コード[ ] (記入不要) 例：全国の陸上
6 無線設備の常置場所	コード[ ] (都道府県コード) ※常置場所の住所を都道府県から記入
7 無線設備の工事設計の内容	
(1) 識別符号	9桁の番号
(2) 適合表示無線設備の番号	11桁の番号
(3) 無線設備の製造番号	8桁の番号
(4) 空中線の利得	記入不要
(5) 指向方向	記入不要
8 開設した無線局数	例：5局
9 備考	連絡先 ・所属部署名 ※業者、法人、団体の名称と所属部署名 ・担当者名 ※担当者名 ・電話番号 ※電話番号

CSM \*\*\*\*\*  
製造年月 \*\* \*\*

株式会社 バーテックススタンダード \*\*\*\*\*

※電池を外し、トランシーバー裏のラベルに記載されている番号をそれぞれ転記してください。

株式会社バーテックススタンダード



**無線局登録申請の手引き**

**ご使用の前に登録申請をおこなってください。**

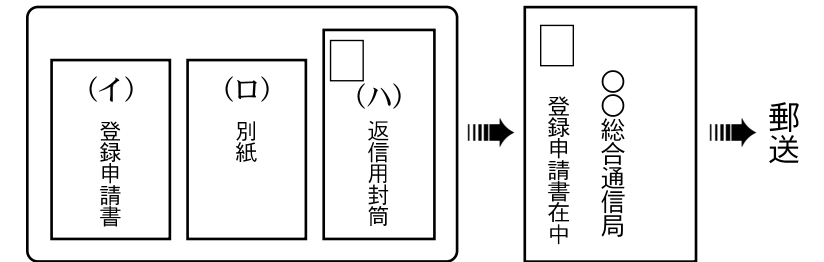
無線局登録申請は、無線従事者の資格を必要とせず、利用者が無線機を運用（使用）できるようにするために電波法に従って行う手続きです。無線局登録申請には次の2種類の方法があります。

- 個別登録・・・電波法第27条の18に基づき無線機1台ごとに無線局登録ができます。
- 包括登録・・・電波法第27条の29に基づき2台以上の無線機をまとめて無線局登録ができます。

申請方法：収入印紙、長3サイズの封筒2枚、80円切手2枚をご用意ください。

- ① 「登録申請の記載例」に従って付属の申請書に必要事項を記入し、収入印紙を貼ります。作成した申請書と別紙、そして返信用封筒（登録状送付用。住所、氏名を記入して切手を貼ったもの）の三点を、用意した封筒に入れ、切手を貼って管轄の「総合通信局」に郵送します。

- (イ) 記入済の「登録申請書」に収入印紙を貼ったもの
- (ロ) 記入済の「別紙」
- (ハ) 返信用封筒  
長3サイズ(定形)に80円切手を貼り、返信先の住所、氏名を記入する



- ② 15日ほどで無線局登録状が交付されます。登録状の交付により、申請者は無線局を開設して無線機の使用（電波の発射）が可能となります。個別登録の場合はこれで手続きが完了です。
- ③ 包括登録申請の場合は「包括登録に係る無線局の開設届書」(4ページ参照)を、開設した日から15日以内に管轄の総合通信局に提出することで包括登録手続きが終了します。これを怠ると届出手続き義務違反に関われ罰金に処せられます。

**電波利用料の納付**：無線局の開設後は電波利用料の納付義務が生じます。通知にしたがって納付します。  
**登録状の有効期間**：5年間です。その間に登録人の名称、住所の変更や廃止の場合は、その都度変更届、廃止届または、変更申請を行います。  
**継続使用の手続き**：登録状の有効期限の1～3ヶ月前に再登録申請することで継続使用できます。  
**電子申請について**：登録手続きなどの諸手続きは、インターネットによる電子申請ができます。総務省の電波利用ホームページ<http://www.tele.soumu.go.jp>から「無線局開局の手続き・検査」→「無線局の登録手続き」のページなども利用できます。

<参考>全国の総合通信局の管轄区域と住所

総合通信局名称	管轄区域(都道府県)	郵便番号	住所
北海道総合通信局	北海道	060-8795	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
関東総合通信局	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨	102-8795	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
信越総合通信局	新潟 長野	380-8795	長野市旭町1108
北陸総合通信局	富山 石川 福井	920-8795	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	岐阜 静岡 愛知 三重	461-8795	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
中国総合通信局	鳥取 島根 岡山 広島 山口	730-8795	広島市中区東白島町19-36
四国総合通信局	徳島 香川 愛媛 高知	790-8795	松山市宮田町8-5
九州総合通信局	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	860-8795	熊本市二の丸1-4
沖縄総合通信事務所	沖縄	900-8795	那覇市東町26-29

**注意** 無線局登録申請を行わずに、又は無線局登録状の交付を受けずに、本デジタル簡易無線トランシーバーを使用し電波を発射すると、不法無線局となってしまう電波法第110条に基づき「罰則」が適用されますのでご注意ください。

